

東北学院大学早期卒業に関する規程

(目 的)

第1条 本規程は、学則第3条第2項及び第25条第2項に基づき、3年次の3月又は4年次の9月に卒業を認める場合（以下、「早期卒業」という。）について定める。

(早期卒業の条件)

第2条 早期卒業が認められるためには、以下の要件を全て満たしている必要がある。

- (1) 早期卒業を希望する者の所属する学部が、厳格な成績評価を行っており、かつ、早期卒業のための条件を詳細に記した規則等を定めていること。
- (2) 早期卒業を希望する者が、3年次終了時又は4年次の9月期卒業判定時までに、卒業に必要な授業科目の単位を全て修得し、優秀な成績を修めていること。
- (3) 早期卒業を希望する者が、大学院又は専門職大学院への進学を希望し、大学院又は専門職大学院の入学試験に合格するだけでなく、進学の意味が明確であること。

(申請資格)

第3条 早期卒業を希望する者は、各学部が定める申請条件を全て満たしている場合、各学部の早期卒業に関する規則等に定める手続きに従って、早期卒業を申請できる。

- 2 申請条件が満たされているか否かの第一次的判断は、各学部 to 設けられる判定のための機関が行うものとする。

(申請手続き)

第4条 早期卒業を希望する者は、所属学部の第一次的判断を経て、所定の申請書式に従って所属学部の学部長に申請しなければならない。

- 2 早期卒業の申請が認められた者は、別に定める適切な時期までに、進路の明確性を証明する書類等を、所属する学部の学部長に提出しなければならない。

(申請時期)

第5条 早期卒業の申請時期は、2年次の成績発表から3年次科目の履修登録期限までの間の適切な時期とする。

(早期卒業の判定手続き)

第6条 早期卒業の申請が認められた者についての卒業判定は、学則第60条に基づき、教授会の議を経て学長が行う。

(早期卒業希望者の成績評価提出時期)

第7条 早期卒業を希望する者が3年次に履修した科目の成績評価は、卒業の判定に間に合う適切な時期までに、学務部教務課に提出されなければならない。

- 2 前項の適切な時期は、学務部教務課において定めるものとする。

(早期卒業申請の取り下げ)

第8条 早期卒業の申請が認められた者は、所属学部の学部長の承認を得て、申請を取り下げることができる。

- 2 前項の取り下げは、卒業判定を行う教授会よりも十分に前の時期までになされなければならない。

(早期卒業時期の変更)

第9条 早期卒業の申請が認められた者のうち、3年次の3月に卒業することを希望した者は、所属学部の学部長の承認を経て、申請した早期卒業時期を変更することができる。

- 2 前項の変更は、3年次3月卒業の判定が行われる時期よりも十分に前の時期までに、学務部教務課に届けられなければならない。

(各学部の早期卒業規則等)

第10条 各学部が早期卒業を認めるためには、早期卒業に関する規則等を定めていなければならない。

- 2 各学部の早期卒業に関する規則等には、別表に記す事項が定められていなければならない。
- 3 各学部の早期卒業に関する規則等の制定及び改廃は、学務部との協議を経て学部教授会が行い、拡大教務委員会

において承認されなければならない。

(厳格な成績評価)

第11条 本規程第2条第1項第1号の定める厳格な成績評価とは、次のような要素を全て満たす場合を指すものとする。

- (1) 学生全員または早期卒業を希望する者に対して、例外措置を設けない限り3年次終了時には卒業要件を満たすことができないような、年間の履修登録上限を課していること。
 - (2) 卒業に必要な単位数を修得するだけでなく、一定水準以上の平均点等の条件を満たした場合に限って、早期卒業又は卒業を認めること。
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、早期卒業の申請が認められた者に対しては、3年次終了時までには卒業要件を満たすことができるように、履修登録上限を緩和するものとする。

(改 廃)

第12条 本規程の改廃は、教務委員会が発議し、教授会の議を経て学長が行い、理事会の承認を得るものとする。

附 則 本規程は、2007（平成19）年4月1日より施行する。